

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部施設担当 (06-6208-7633)
処分課（担当）名	各区役所 区役所附設会館担当課（指定管理者）
処分の名称	使用許可の取り消し等
概要	下記の処分基準のいずれかの要件に該当する場合は、指定管理者によって区役所附設会館（代行会館）の使用許可を取り消され、または現に使用している場合は制限、停止、退去を命ぜられます。
根拠法令等 及び条項	大阪市区役所附設会館条例 第8条 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000016/16597/jourei_20210401.pdf
処分基準	(1) 偽りその他不正の手段により代行会館の施設の使用の許可を受けたとき (2) 前条各号に定める事由が発生したとき (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000016597.html
備考	代行会館以外の会館の施設については、大阪市区役所附設会館条例第10条（準用）により「指定管理者」を「市長」と読み替えます。